《介護職員就職支援助成金の概要》　　**別紙**

<table>
<tr><th colspan="2">介護人材</th><th>条件（※1）</th><th colspan="2">助成額（※4）</th><th>申請期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">外国人</td><td>技能実習生</td><td rowspan="2">受入調整機関（※2）を介して、外国人を雇用したとき</td><td rowspan="2">①受入調整機関との契約締結日から当該外国人の雇用に至るまでの受入調整機関に支払った初期費用×1/2

②雇用開始日から６箇月の間（又は雇用開始後６箇月を経過した日から１年の間）に受入調整機関に支払った費用×1/2

③事業者が負担した雇用開始日から６箇月の間（又は雇用開始後６箇月を経過した日から１年の間）の住宅借上げ料</td><td>上限1,000,000円</td><td rowspan="2">雇用開始から６か月経過した日から１か月、雇用開始から1年を経過した日から1か月</td><td rowspan="2">・申請、交付は６か月ごとの２回
１回目：左記①+②+③
２回目：左記②+③
・それぞれ雇用継続している場合申請可</td></tr>
<tr><td>特定技能１号</td><td>上限400,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">正規職員</td><td rowspan="2">介護職員
居宅介護支援専門員</td><td rowspan="2">町内の指定介護サービス事業所に、雇用期間に定めがなく所定労働時間40時間/週で、新たに就職した正規職員（※3）を雇用したとき</td><td>人材紹介会社を介した場合

・人材紹介会社に支払った、雇用開始日から６か月間の総費用×2/3</td><td>上限500,000円</td><td rowspan="2">雇用開始から６か月経過した日から１か月</td><td></td></tr>
<tr><td>人材紹介会社を介さなかった場合

・正規職員に支払った支度金×2/3</td><td>上限200,000円</td><td></td></tr>
</table>

※1　助成対象は事業者とし、外国人は１人につき２回、正規職員は１人につき１回限りとする

※2　受入調整機関に人材紹介会社は含まない

※3　「新たに」とは、過去に町内介護サービス事業所で就業（臨時・パートも含む）したことがないこと

※4　交付した助成額に減額が生じる場合は、交付額を再算定のうえ差額の返還をしなければならない